

第一八六回

参第一七号

国家賠償法の一部を改正する法律案

国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の一項を加える。

国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は重大な過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、その公務員は、これを賠償する責めに任ずる。

第四条中「公共団体」の下に「及び公務員」を加え、「よるの外」を「よるほか」に改め、「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第五条中「公共団体」の下に「及び公務員」を加え、「別段の定」を「別段の定め」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

- 2 この法律による改正後の国家賠償法の規定は、この法律の施行の日以後に行われる国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員の行為に基づく損害について適用し、同日前に行われた当該行為に基づく損害については、なお従前の例による。

理 由

国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は重大な過失によって違法に他人に損害を加えたときは、その公務員は、これを賠償する責めに任ずるものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。